

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第一節 婦人労働者の状態

一九五〇年の国勢調査一〇%抽出集計によれば、女子就業者数は一三、七六三、〇〇〇人である。

女子就業者の産業別分布状態をみると、農業に従事している者が最も多く、八、三一四、〇〇〇人で女子就業者の六〇%を占めている。つぎに多いのは製造業の一、六二一、〇〇〇人、卸売業及び小売業の一、四九二、〇〇〇人、サービス業の一、四五六、〇〇〇人の順となっている(第一〇八表)。

全国の女子労働者の状態をみるには資料が不足のため、労働省婦人少年局で調査した「女子の職場施設」と「綿紡績工場の女子労働者」を中心にして、女子労働者の状態をみよう。

一、職場施設 調査対象は産業別、女子従業員数別に各県から九ないし一一事業場、全国で四三五事業場を抽出している。

まず各職場施設の産業別内訳を見ると第一〇九表の通りである。

(イ)飲料水施設

飲料水の施設は全体の九二・五%が設けている。業種別にみると商業及金融業が最も少い。(第一一〇表)

つぎに飲料水の蛇口一個に対する使用人数をみると(第一一一表)、一人一三〇人が最も多い。また一個を一〇人以上で使用しているのも少くない。

(ロ)手洗施設

手洗を設けていない事業場はごく少数であるが、食料品工業の設置率はかなり低い。これは公衆衛生の立場からも問題であろう。

(ハ)更衣施設

全体の七〇・九%が更衣施設をもっている。しかし衣類の汚れやすい鉱業において、その設置率が意外に低い(第一一三表)。

(ニ)食事施設

四三五事業場中三〇六事業場(七〇%)しか食事施設をもっていない。特に紡織工場においては、仕事の関係上、作業場で食事をとることは好ましくないとされている(第一一四表)。

(ホ)入浴施設

全体の六五%が入浴施設をもっている。そのうち、化学工業が最も多く、食料品工業、紡織工業の順となっている(一一五表)。

(ヘ)授乳施設

乳児をもって働いている女子労働者があるにもかかわらず、どの産業においてもその施設率は極めて低い(第一一六表)。

(ト)休憩施設

四三五事業場の中で休憩施設のあるのは七五・二%である。休憩施設は疲れを休める所なので自由な姿体が出来るところがよく、そのため女子専用であることが望まれる。しかし女子専用の休憩室をもっている所は全体の半数に満たない(第一一七表)。

(チ)休養施設

休養施設は四三五事業場中三三一事業場(五三・一%)が設けているのみである。これを業種別にみると商業及金融業が八三・四%で比較的多く、鉱業が二二・一%で最も悪い。

休養施設は生理日や身体の調子が悪い時、手足をのばして、ゆっくりやすむために必要であるが、女子専用にもうけられているのは全体の六〇%に満たない(第一一八表)。

(リ)作業場の床

作業場の床は、男子と生理的に異なる女子労働者の身体に及ぼす影響はきわめて大きく普通板ばりの床がよいが、水気のある作業場の場合はコンクリートの方がよい。しかし冬は冷えやすいので、完全な暖防が必要である。労働時間の大部分が立業で占められている紡績等についてみると、四作業場をのぞき、全部板ばりであり、製糸の中織糸作業は水気がある作業場であるのに、二作業場だけしかコンクリートの床をもっていない。(第一一九・一二〇表)

(ヌ)椅子

労働時間の大部分が、立作業で占められている紡績業、製糸業については、作業の合間に一寸腰かけて体を休めることが出来る椅子の設置がのぞましい。しかし、紡績業における混打綿から仕上までの六工程の間に椅子を備えている所は一つもない。製造業においてもその設置率は非常に低い(第一二一・一二二表)。

二、労働時間

婦人の独占的職場である看護婦の労働時間について労働省婦人少年局は、一九五〇年三月から五月にかけて、関東、東北の二五二の病院、診療所に勤務している二、七六九人の看護婦を対象とした調査を行った。この結果はつぎの通りである。

調査前一月の間に一〇時以後の夜勤をしたものは七五%もあり、その七〇%以上が月五回以上夜勤している。これは特に「ベット数の多い病院に多くみられる。夜勤をしたものの中二七%は夜中ずつと起きており、他の五四%が夜勤中 degree 々起される。このように夜勤が実施されているにもかかわらず、二五二中わずか一病院が三交代、三病院が二交代を実施しているにすぎず、夜勤を必要とする所でも多くは宿直制をとっている。次に看護婦の休日は、一ヵ月全くなかったもの五%、一ヵ月四日にみたぬものの三五%で、殊に個人経営の診療所ではこれが約半数にのぼる。

調査前日の休憩時間についても全くないと答えたものが二一%であり、一日一時間以上休憩しているものは約四分ノ一にすぎない。

ベット五〇以上の病院の看護婦について夜勤中ずつと起きているものと、度々起されるものとを労働時間とみなして看護婦の記入した調査実施前一週間の労働時間を計算してみると、平均五三・四時間になる。労働時間では官立国立病院が最も長く五八・三時間、私立は五二・一時間である。

つぎに女子の労働時間の基準法違反件数を労働省労働基準局「監督業務実施状況」でみると労働時間の違反件数は一三五三件で最も多い(第一二三表)。

三、賃金

労働基準法第一章第四条には「使用者は労働者が女子であることを理由として賃金について男子と差別取扱をしてはならない」と規定しているが、労働省婦人少年局で調査した「綿紡績工場の女子労働者」の中の男女工員の賃金比較をみると、女子の一日当りの現金給与額は、同年令の男子にくらべ一五九円の差がある。また女子は男子に比し年令別の格差がすくない。女子は年令が増加しても一八才未満の給与額の二倍に達することがない。二〇才までは約二〇%上昇するが、それ以後の上昇は緩慢になり、三五才以上になると、むしろ低くなる。これに対して、男子は三〇才までに一八才未満の二倍近くなり、四五才までには二・八倍となる。したがって年令が高くなるほど男女の開きは大きくなる(第一二四表)。

四、生理休暇

労働省婦人少年局の「綿紡織工場の女子労働者」の調査によると、調査対象の二五工場全部が、労働協約および就業規則にはっきりと生理休暇を規定している。その規定の内容は工場によって様々である(第一二五表)。又同調査による生理休暇の請求実状をみるとつぎのとおりである。

昭和二五年一一月に女子労働者が実際に生理休暇を請求した状況を二五工場についてみると、請求した人員の在籍人員に対する率は、平均六・四%であるが、最低は〇・二、最高一八・三%で、工場によって非常に差がある。請求人数で延日数を除し一人平均請求日数を算出すると、一・四日となる。

また延労働日数(全在籍人員が全労働回数だけ出勤した日数)に対して生理休暇請求日数の割合を算出すると、平均〇・三四%、最も少い工場では〇・〇〇一%、最も多い工場は〇・八二%となる。すなわち、平均して毎日一、〇〇〇人中三、四人生理休暇をとっていることになる。

五、家庭婦人の内職

総理府統計局の消費者価格調査報告によれば勤労者世帯の内職による収入は、一九五一年中に著しい増加傾向をみせている。

一月	二〇一円	七月	二〇八円
二月	一八七円	八月	二一七円
三月	二三五円	九月	二三五円
四月	二四五円	十月	二九〇円
五月	二四七円	十一月	二九四円
六月	二四一円	十二月	三九八円

内職のあっせん場は全国を通じ大体つぎの四つである。

- 一 公営の授産場
- 二 共同作業所
- 三 民間(財団法人)の授産場
- 四 街の内職あっせん場

第一と第二は全国の都道府県に所属し、「前者は生活保護法による扶助を受けている者或は扶助を要する程度の人、後者は、労働局の管轄で、職業安定所に仕事の紹介を頼んだ人が適職がない時一時内職をもらう所である」。第三の授産場は「公営の授産場と同じく営利を目的としないから、大きな事業を伴行的にやっている所以外は経営が困難である。したがって工賃の一部を人件費その他にあてるので公営の授産所より工賃が安い」。

第一、第二、第三の授産場は大部分きめられた時間で内職をしなければならず、家庭婦人の内職は第四の街の内職のあっせん業者の手をへた内職が多い。「街の内職あっせん業者は、工場や会社から発注する内職をみつけて来て希望者にあっせんし、その中間利潤で暮している商売人である」(日本経済新聞、二月二日)。

このような商売人の手をへた内職工賃の安いことは十分しりつつも、家事労働に時間をしばられた婦人達は、公の授産場にかようこともできず、生活の苦しさから、止む得ず行っている状態である。つぎに授産場の内職工賃の一例をみよう。

なお、大阪市立大学経済研究所が、一九五一年八月中旬より九月中旬にいたる一カ月間に、大阪市を中心とする五〇〇戸以上の内職従事者の個別調査をおこなった。この種の調査では、戦後初めての注目すべきものであるが、まだ、部分的にしか結果が報告されていない。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
